

議案第 40 号

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年2月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年伊賀市条例第230号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水害、火災その他の災害」を「、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項の表以外の部分中「次の報酬」を「次により年額報酬」に改め、同項の表を次のように改める。

団長	年額	90,000 円
副団長	年額	70,000 円
分団長	年額	50,000 円
副分団長	年額	38,500 円
部長	年額	31,000 円
班長	年額	30,500 円
上記以外の基本団員	年額	28,500 円

第12条第2項中「報酬」を「年額報酬」に改め、「ものとし、費用弁償を支給する」を削り、同条に次の1項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、1回につき次の区分に

より出動報酬を支給する。ただし、1回の従事が2日以上にわたり、その従事時間が7時間45分以上となる場合は、1日を単位とする。

区分	金額	備考
災害、警戒、搜索	8,000円	従事時間が4時間未満の場合は、2分の1の額とする。
訓練、防災指導、式典	4,000円	従事時間が4時間未満の場合は、2分の1の額とする。
上記以外の職務	従事する職務の負荷や 従事時間等を踏まえ、 その都度定める額	

第13条第1項を次のように改める。

団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償を支給するものとし、その額は、1回につき300円とする。この場合においては、前条第3項ただし書の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第12条第3項及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後に災害、警戒、訓練等の職務への従事を開始する場合について適用し、同日前に災害、警戒、訓練等の職務への従事を開始した場合については、なお従前の例による。